規　　則

「政治倫理の確立のための千曲市長の資産等の公開に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第２８号

政治倫理の確立のための千曲市長の資産等の公開に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（政治倫理の確立のための千曲市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　政治倫理の確立のための千曲市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成15年千曲市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第４項中「午前８時30分から午後５時15分」を「午前８時45分から午後４時30分」に改める。

（千曲市保健センター条例施行規則の一部改正）

第２条　千曲市保健センター条例施行規則（平成15年千曲市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第３条中「午前８時30分から午後５時」を「午前８時45分から午後４時30分」に改める。

（千曲市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則の一部改正）

第３条　千曲市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則（平成17年千曲市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「午前８時30分から午後５時15分」を「午前８時45分から午後４時30分」に改める。

附　則

この規則は、令和９年１月４日から施行する。